

健康診断受診料助成金交付要綱

平成22年5月31日 制 定

令和8年4月1日 最終改正

公益社団法人 岩手県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 公益社団法人岩手県トラック協会（以下「岩ト協」という。）は、トラックドライバー（以下「運転者」という。）の健康増進を図り、健康起因による交通事故を防止するため、運転者を対象に「法定健康診断」（労働安全衛生規則第43条：雇入時の健康診断、及び労働安全衛生規則第44条：定期健康診断、及び労働安全衛生規則第45条：特定業務従事者の健康診断）（以下「健康診断」という。）を実施する貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(助成対象)

第2条 岩ト協会員事業者（以下「会員」という。）で入会から6ヶ月以上経過し、且つ会費の未納等のなく、「社会保険」「労働保険」に加入している事業者であること。又は会員以外で岩手県内の全ての営業所が公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）の行う安全性評価事業において「安全性優良事業所」と認定され、且つ岩手県内の全ての営業所が岩手県貨物自動車運送適正化事業実施機関の実施する巡回指導において直近の総合評価「A」の事業者（以下「認定事業者」という。）であること。

(診断の種類と助成額)

第3条 次の金額を1人あたりの上限とする。但し、1事業者に対する助成対象人数は、以下の（1）および（2）それぞれについて、年度当初の会員名簿記載の車両台数を上限とする。なお、上限額に満たない場合は、実費額を助成額とする。

（1）定期健康診断及び雇入時の健康診断 3,000円

（2）深夜業務従事者の健康診断（2回目） 1,500円

2、オプション検査は、助成対象外とする。

3、消費税は対象外とする。なお、税抜額の算出にあたっては、小数点以下を切り捨てる。

（申請期間）

第4条 健康診断を受診した当該年度の4月1日から翌年3月15日（締切日が土日祝日の場合は、直前の平日）までとする。また、健康診断の受診は申請期間内に終了し、且つ代金の支払いが完了するものとする。

（申請方法）

第5条 事業者は、健康診断受診後に様式1「健康診断受診料助成金交付申請書」、様式2「健康診断受診者一覧表」、請求書の写し（発行されなかった場合は不要）、支払いを証する書類として領収書の写し（領収書が入手できない場合は、銀行振込明細書（※1）、又はインターネットバンキング決済完了画面（※2）等の写し）を添付し、岩ト協に申請する。

2、県内に複数の営業所等を有する事業者は、主管営業所が取りまとめ申請するものとする。

3、宛名が個人名の請求書の写しや領収書等の写しは、受付しないものとする。

※1 銀行振込明細書の写しは、金融機関等の出納印が押印されている振込受付書、又は利用明細書を添付することとし、支払い事業者名（助成金申請事業者名）、請求者名（振込先名）、支払い日付、金額などの必要事項が記載されているものとする。

※2 インターネットバンキング決済完了画面の写しは、振込データの受付明細、並びに入出金明細等の引落が確認できる書類の両方を添付することとし、支払い事業者名（助成金申請者名）、請求者名（振込先名）、支払い日付、金額などの必要事項が記載されているものとする。

（助成金の交付）

第6条 岩ト協は、事業者から前条の交付申請書の提出があった時には、速やかにその報告を審査のうえ、申請月の翌月以降に事業者に助成金を交付する。但し、年度末は適宜助成金を交付する。

（助成金の返還）

第7条 岩ト協は、事業者がこの要綱その他岩ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

2、前項の規定により返還を命じられた事業者については、岩ト協が行う助成事業のすべてに係わる申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(附則)

1. 本要綱は平成22年5月31日より適用する。
2. 平成25年4月1日一部改正
3. 平成26年4月1日一部改正
4. 平成27年4月1日一部改正
5. 平成28年4月1日一部改正
6. 平成29年4月1日一部改正
7. 平成31年4月1日一部改正
8. 令和2年4月1日一部改正
9. 令和3年4月1日一部改正
10. 令和6年4月1日一部改正
11. 令和7年4月1日一部改正
12. 令和8年4月1日一部改正